

総合評価落札方式の適用について (工事名：令和3年度 永明小中学校校舎建設 機械設備工事)

1 総合評価の落札者決定基準 (評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き告示日である令和3年10月20日現在とします。

評価項目		配点	評価点の算定方法	
価格点		86.0	$\text{価格点} = 86.00 \text{点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$ [小数点以下第3位四捨五入 <b>2位</b> 止め] ※1 最低価格とは、応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、失格基準価格未満で失格となった者及び無効となった者を除いた有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。	
価格以外の評価点	工事成績	3	$\text{評価点} = 3.00 \text{点} \times (\text{工事成績点} - 65 \text{点}) / (\text{最高工事成績点} - 65 \text{点})$ [小数点以下第3位四捨五入 <b>2位</b> 止め] ※1 工事成績点の対象工事は業種区分に関係なく、入札者の茅野市発注工事の過去3ヶ年(平成30年4月1日から令和3年年3月31日まで)に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求める。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。 ※3 工事成績点が <b>78点</b> 以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を <b>78点</b> として計算する。(評価点の計算において <b>78点</b> を上限とする。) ※4 茅野市発注工事の工事成績点を有しない者にあつては、当該入札に参加した者の最低工事成績点から1点を減じた点数を持って工事成績点とする。ただしこの場合の下限は65点とする。 ※5 JVの場合は、構成員が保有する工事成績点のうち最も高い工事成績評定点とする。	
	同種工事実績	2	a RC造で3階建て以上かつ延べ面積3,000㎡以上の新築工事にかかる管工事施工実績が3件以上ある者 : 2点 b RC造で3階建て以上かつ延べ面積3,000㎡以上の新築工事にかかる管工事施工実績が2件ある者 : 1点 ※1 過去15ヶ年に竣工した工事を元請又は一次下請(本支店含む)した実績により評価する。 ※2 JVの場合は、構成員が保有する実績を累積できる。(ただし、同工事は含まない。)	
	地域要件	2	茅野市内に本店がある者(本店扱い認定者含む) ※1 JVの場合は、いずれかの構成員が市内に本店を有すれば加点する。	
	社会・地域貢献	3	除雪・融雪剤散布	茅野市との契約がある者 : -
			ボランティア活動	茅野市内における実績がある者 : 1点
			水道緊急当番	茅野市内における実績がある者 : 1点
			災害協定	茅野市との契約がある者 : 1点
	※1 JVの場合は、いずれかの構成員が要件を満たせば加点する。			
	技術者要件	資格・育成等	2	監理技術者の資格要件を満たす者を専任で2名以上配置できる者 : 1点 若手(40歳以下)又は女性の技術者を配置できる者 : 1点 ※1 資格は、告示日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては、登録完了していることが必要) ※2 技術者は契約時において配置できることを要件とする。
	建設マネジメント労働環境		1	a 経営事項審査の労働福祉の状況が30点以上ある者 : 1点 b 経営事項審査の労働福祉の状況のうち、「雇用保険加入」「健康保険及び厚生年金保険加入」の項目にマイナス評価がある者 : -1点 ※1 労働福祉の状況は告示日現在で有効な直近の経営事項結果通知書により確認する。 ※2 JVの場合は、aはすべての構成員が該当すれば加点とし、bはいずれかの構成員が該当すれば減点とする。
地元活用	地元企業活用率	1	a 地元企業活用割合(金額比率) 70%以上 : 1点 b 地元企業活用割合(金額比率) 40%以上 : 0.5点	
小計		14.0		
総合評価点		100.0	総合評価点 = 価格点 + 価格点以外の評価点	

## 2 価格以外の評価点申請書の提出

### (1) 記載要領

- ① 申請書類は「価格以外の評価点申請書作成要領」により作成してください。
- ② 提出書類の様式集は茅野市公式ホームページより入手してください。

### (2) 提出書類

- ① 価格以外の評価点申請書（様式第1号）
- ② 価格以外の評価点算定表（様式第2号）
- ③ 工事成績評定点調書（様式第3号）
- ④ 同種工事実績調書（様式第4号）
- ⑤ 社会・地域貢献実績調書（様式第5号）
- ⑥ ボランティア・公益活動実績の申出書（様式第5号別紙）
- ⑦ 配置予定技術者調書（様式第6号）
- ⑧ 直近に交付された「経営事項審査結果通知書」の写し
- ⑨ 地元企業活用計画書（様式第8号）

### (3) 提出締切日等

- ① 日 時 令和3年12月24日（金） 午後5時まで
- ② 受付場所 総務部 財政課 契約検査係
- ③ 提出方法 持参又は郵送によるものとします。
- ④ 失 格 等 期限までに提出されない場合は失格とします。

## 3 価格以外の評価点の公表

### (1) 価格以外の評価結果の公表は以下のとおり行ないます。

- ① 公表日 令和4年1月6日（木）
- ② 公表場所 総務部 財政課 契約検査係、茅野市公式ホームページ

### (2) 価格以外の評価結果について疑義がある場合は、以下により説明を求めることができます。

- ① 受付場所 総務部 財政課 契約検査係 FAX 72-8522
- ② 受付期間 令和4年1月11日（火） 午後5時まで
- ③ 受付方法 持参又はファクシミリにより提出してください。（様式不問）
- ④ 回答方法 ファクシミリ等により回答します。

## 4 価格以外の評価内容の確保

- (1) 契約締結前に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、当該落札者又は落札候補者とは契約しないものとする。
- (2) 契約締結後に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとする。
  - ①建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号）に基づき入札参加停止を行うこと。
  - ②価格以外の評価点を再計算して総合評価点が変わらないように減額変更すること。
  - ③工事成績評定においてマイナス評価とすること。

## 5 その他

- (1) 価格以外の評価項目は、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため、設定内容については変更しません。
- (2) 本入札は、茅野市の「総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領」に準じた低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を適用します。